

宮崎市公共汚水ます設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宮崎市域において、宮崎市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が、公共汚水ます（以下「公共ます」という。）を公費で設置する場合の要件について定める。

2 農業集落排水処理区域の公共ます設置については、本要綱の「公共下水道」を「農業集落排水」に読み替えて適用する。

(用語の定義)

第2条 宮崎市公共汚水ます設置要綱において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 敷地 公共ますに汚水を排水しようとする建築物の敷地として使用される土地で、一筆又は二以上の一団の筆の土地をいう。
- (2) 下水道事業受益者負担金等 宮崎都市計画下水道事業受益者負担に関する条例に規定する宮崎都市計画下水道事業受益者負担金並びに宮崎市公共下水道事業分担金徴収条例に規定する分担金及び宮崎市農業集落排水事業分担金徴収条例に規定する分担金をいう。
- (3) 未納 下水道事業受益者負担金等について、納期到来分の全てを納付済であるものの以外をいう。
- (4) 不納欠損 下水道事業受益者負担金等が都市計画法又は地方自治法の規定により、消滅時効となっているものをいう。
- (5) 公費設置 公共ますを公費で設置することをいう。
- (6) 自費設置 公共ますを申請者の自己負担で設置することをいう。
- (7) 公共下水道事業計画区域 公共下水道により下水を排除することができる地域のうち、下水道を整備する対象区域をいう。
- (8) 公共下水道事業供用開始区域 公共下水道が整備され、下水を終末処理場や排水処理施設で処理することができる区域をいう。
- (9) 公共下水道未普及区域 公共下水道事業計画区域内において、下水道整備が完了していない区域をいう。

(要件)

第3条 公費設置を行おうとする場合は、次の各号の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 公共下水道事業計画区域又は公共下水道事業供用開始区域の区域内であること。
- (2) 敷地（敷地が公共下水道事業供用開始日又は公共ます設置日以後に所有者の都合により分筆された土地の一筆又は2以上の一団の筆の土地である場合にあっては、公共下水道事業供用開始日又は公共ます設置日以後初めての分筆が行われる前の土地に含まれる全ての筆の土地）が、公共ますが設置されたこと又は公共下水道に接続したことがないこと。ただし、敷地の面積が1,000㎡を超え、既設の公共ますでは下水道接続が困難であると管理者が判断する場合であって、既設の公共ますが1基である場合は、公共ますが設置されたことがないものとみなす。
- (3) 公共ます設置希望日の概ね2ヶ月前までに申請を行うことができること。ただし、公共下水道事業計画区域内で公共下水道未普及区域に存する敷地、国・県道に埋設

された下水道本管に接続する必要がある敷地及び前面道路に下水道本管が布設されていない敷地については、この限りではない。

- (4) 公共ますを設置しようとする敷地に係る下水道事業受益者負担金等について未納又は不納欠損がないこと。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、管理者が別に定めるときは、この限りではない。

2 前条に定める要件を満たさない公共ますについては、自費設置とする。

(申請)

第5条 公費設置を行おうとする者は、次の各号に示す書類等を管理者に提出するものとする。

(1) 公共汚水ます、取付管の設置申請書(様式1号)(以下「申請書」という。)

(2) 位置図

(3) 完工図

(4) 字図

(5) 要約書

(6) 現地写真

(7) 建築確認済証の写し

(8) その他、管理者が求めるもの

2 公費設置を行おうとする敷地が区画整理地内であり、区画整理事業の登記が完了していない敷地の場合、次の各号に示す書類を追加して提出するものとする。

(1) 仮換地図

(2) 仮換地指定通知書又は仮換地証明書

3 第1項第7号に示す書類が提出できない場合、次の各号に示す書類を追加して提出するものとする。

(1) 協議録(申請地の建築確認が不要となる場合)

(2) 理由書(建築確認済証が提出できない理由を記載)

4 申請書受理の日から公共ます設置完了までに要する期間を考慮し、各年度2月以降に受理した申請書については、原則、翌年度の施工とする。

付則

この要綱は平成 9年 9月 1日から施行する。

この要綱は平成17年 4月 1日改正、施行する。

この要綱は平成25年 4月 1日改正し、平成26年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は令和 4年 2月 1日改正し、令和 4年 4月 1日から施行する。

この要綱の施行について必要な事項は管理者が別に定める。

この要綱の施行の際、現に建築確認を受けているもの、公共ますの設置申請がなされているもの及び公共汚水ます設置に関する事前相談書の提出がなされているものの取扱いは、改正後の規定にかかわらず、従前の例による。